京都市会公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市会議長 大西 均

第2条第15号を削る。

第14条第1項第3号中「文書件名」を「文書の件名」に改め,同条第3項を削る。

第28条第4項及び同条第5項を削る。

第30条に次の1項を加える。

4 前 2 項の規定にかかわらず、公文書の保存期間及びその起算日について、国が定める 基準その他の特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

第40条第3項中「(永年保存文書を除く。)」を「のうち次に掲げる公文書以外のもの」 に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 別表第2にその保存期間が定められている公文書(同表2の項第2号,3の項第3号,4の項第2号,5の項第7号,6の項第2号,7の項第4号,8の項第5号及び9の項各号に該当するものを除く。)
- (2) 法令又は第30条第4項の規定によりその保存期間が定められている公文書
- (3) 第43条第1項の規定により保存期間を延長している公文書

第40条第5項中「その旨を報告しなければ」を「文書管理システムに登録されている情報の削除を依頼しなければ」に改める。

第42条各号列記以外の部分中「引き続き」を「当該保存期間が満了する日まで」に, 「次」を「第40条第3項各号」に改め,同条各号を削る。

第43条第4項中「その旨を報告しなければ」を「文書管理システムに登録されている情報の修正を依頼しなければ」に改める。

別表第2 2の項第2号中「前各号」を「前号」に改め,同表7の項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

附則

この訓令は,平成25年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)